

寒河江市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した災害による被害を受けた者に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく罹災証明書等を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のため使用している建物をいう（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。
- (3) 住家以外の資産 住家以外の建物又は家財家具等の動産をいう。

(罹災証明書等の種類)

第3条 災害による被害を受けた者（以下「被災者」という。）に交付する証明書の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するもの（火災に係るものを除く。）
- (2) 罹災届出証明書（様式第2号） 住家が災害による被害を受けたことを確実な証拠によって立証できない場合又は住家以外の資産の被害について、市長に届け出た事実を証明するもの（火災に係るものを除く。）

2 前項の規定による証明書（以下「罹災証明書等」という。）において、罹災による被害額は、証明しない。

（罹災証明書等の対象）

第4条 罹災証明書等の交付の対象となるものは、市内で発生した災害により被害を受けた住家又は住家以外の資産とする。

（罹災証明書等の交付対象者）

第5条 罹災証明書等の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住家又は住家以外の資産の所有者（その相続人を含む。）
- (2) 住家及び住家以外の資産の使用人

（罹災証明書等の交付申請）

第6条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災後90日以内に罹災証明書等交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に被害の状況を確認できる写真、資料等を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う場合は、個人番号カード、運転免許証、旅券その他申請者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

3 罹災証明書等の交付の申請は、代理人によってすることができる。

4 前項の規定により代理人が申請する場合は、委任状を市長に提出しなければならない。ただし、代理人が罹災証明書等の交付を受けようとする者と同居する親族の場合は、この限りでない。

（実地調査）

第7条 市長は、前条の規定による罹災証明書の交付の申請があったときは、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）等に基づき、住家を実地調査するものとする。ただし、建物の被害が相

当数に及ぶ場合は、申請の有無にかかわらず実地調査を行うことができる。

- 2 住家に係る被害の程度について、申請者が運用指針で定める準半壊に至らない（損害割合が10パーセント未満のものをいう。以下同じ。）ことを判断し、かつ、前条第1項の写真により、損害割合が準半壊に至らないことが推定できるときは、実地調査を省略することができる。

（罹災証明書等の交付）

第8条 市長は、申請書の提出があった場合で、前条の規定による調査又は自己の判定の結果、申請した被害の程度を適当と認めたときは、罹災証明書を申請者に交付するものとする。ただし、罹災証明書等は民事上の権利義務に関して効力を有しない。

- 2 市長は、第6条の規定による申請があった場合で、災害により住家以外の資産に対する被害があった旨の届出内容を適当と認めたときは、罹災届出証明書を交付する。ただし、罹災証明書の交付を受けた者に対しては、同一の被害に係る罹災届出証明書は、発行しない。

- 3 罹災証明書等について、再交付を受けようとするときは、罹災証明書等の交付を受けた日から1年以内に証明書再交付申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が被災者救援のため特に必要であると認める場合は、当該期限を過ぎても、申請することができる。

- 4 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、前条第1項の規定による審査を省略し、罹災証明書等を再交付することができる。

（再調査の申請）

第9条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書を添えて、被害認定再調査申請書（様式第5号）を提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があり、申請の理由が適当であると認めるときは、必要に応じて被害状況等の再調査を行い、適当と認められる場合は、新たに罹災証明書を申請者に交付するものとする。

4 前項の規定による再調査の申請は、1回限りとする。ただし、市長が適当と認めるときは、1回を限度に回数を追加することができる。

（手数料の免除）

第10条 罹災証明書等に関する証明手数料は、寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）第6条第8号の規定により徴収しない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。